表四　矢部川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
指定	大倉谷川	左岸　福岡県八女市立花町北山字前田五千三十九番一地先 右岸　同市立花町北山字前田五千四十番一地先	白木川への合流点

表五　筑後川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
指定	三間川放水路	三間川からの分派点	佐賀江川への合流点

備考

一　（一）区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。

（二）区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。

（三）区分欄中「廃止」は、一級河川を廃止することを示す。

二　これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成二十七年六月二十二日現在のものである。

○国土交通省告示第七百五十号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の指定区間を変更するため同条第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

前文中「平成二十六年六月十三日」を「平成二十七年六月二十二日」に改める。

○国土交通省告示第七百五十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
渦潮電機株式会社大西工場	愛媛県今治市大西町九王甲1520番地	配電盤 制御器	平成27年6月17日から平成32年6月16日まで<br〃

○国土交通省告示第七百五十二号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年三月三十一日付けをもって次の製造事業場の認定が、その効力を失ったので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	失効の理由
MBK INDUSTRIE	Z.I. DE ROUVROY, 02100, ST. QUENTIN, FRENCH REPUBLIC	船外機（連続最大出力が22キロワット以下のものに限る。）	製造事業場の認定を辞退した。

○東北地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十二日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
釜石市両石町第三地割一四〇番二三から同市両石町第三地割一八番八まで	前	八・〇〇～二二・七一	メートル 〇・六八一	キロメートル 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 八・〇〇～二二・七一 八・〇〇～三二・九三 B 〇・六八一 〇・七八七		

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十二日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市両石町第三地割一四〇番二三から同市両石町第三地割一八番八まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月二十二日

○関東地方整備局告示第二百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十二日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松戸市三矢小台一丁目九番三二から市川市北国分一丁目二四五三番一まで	前	八一・七五～一〇七・四四	メートル キロメートル 〇・〇四二
	後	八一・七五～一〇七・四四	〇・〇四二

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十二日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	松戸市三矢小台一丁目九番三二から市川市北国分一丁目二四五三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月二十二日